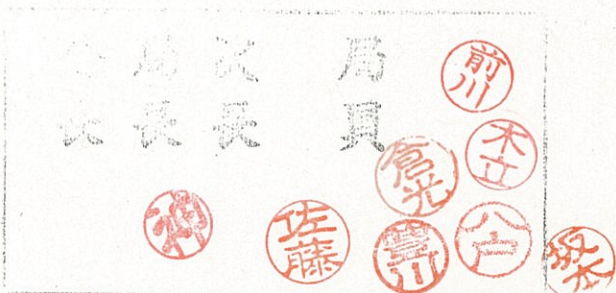


天



青勞発基第311号

平成22年12月21日

社団法人青森県建設業協会長 殿

青森労働局長



定期健康診断有所見率の改善のための取組について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、青森労働局管内の定期健康診断における有所見率は、年々増加し、平成21年には58.2%と全国平均を5.9ポイントも上回る厳しい状況となっております。

また、第11次労働災害防止計画においては、「労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること」を目標としているところであります。

このような状況から、労働者の健康保持増進対策を適切に推進し、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組を促進することが必要となっております。

つきましては、本取組の趣旨をご理解いただき、会員事業場において別紙による定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組が実施されるよう、特段のご協力をお願いいたします。

また、全国労働衛生週間及びその準備期間における重点的な取組の実施につきましても、併せて、特段のご協力をお願いいたします。



## 定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組について

### 1 事業者及び労働者による有所見率改善の取組

(1) 事業者は、次の事項について確実に取り組んでください。

#### ア 定期健康診断実施後の措置

労働安全衛生法（以下「法」という。）第 66 条の 4 の規定に基づく有所見についての医師からの意見聴取及び法第 66 条の 5 の規定に基づく作業の転換、労働時間の短縮等の措置は、労働者の健康保持及び有所見に関係した疾病発生リスクの低減のみならず、有所見の改善にも資することを踏まえ、事業者はこれらを適切に実施しなければならないものであること。

#### イ 定期健康診断の結果の労働者への通知

労働者が、その健康の保持増進のための取組に積極的に努めるようにするためには、自らの健康状況を把握することが重要であることも踏まえ、事業者は、法第 66 条の 6 の規定に基づき、定期健康診断の結果を労働者に通知しなければならないものであること。

(2) 事業者及び労働者は、次の事項について取り組むよう努めてください。

#### ア 定期健康診断の結果に基づく保健指導

(ア) 法第 66 条の 7 第 1 項の規定に基づく医師又は保健師による保健指導（以下単に「保健指導」という。）は、これにより有所見者が、食生活の改善等に取り組むこと、医療機関で治療を受けることなどにより、有所見の改善に資するものであることから、事業者の努力義務であることも踏まえ、事業者は適切に実施するよう努めること。

したがって、保健指導は、再検査若しくは精密検査又は治療の勧奨にとどまらず、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報提供を十分に行うこと。

(イ) 保健指導は、事業者が実施するだけでなく、これに基づき労働者が自ら健康の保持に取り組まなければ予期した効果を期待できないことから、労働者は、法第 66 条の 7 第 2 項の規定に基づき、定期健康診断の結果及び保健指導を利用して、その健康の保持に努めること。

#### イ 健康教育等

(ア) 法第 69 条第 1 項の規定に基づく健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置（以下「健康教育等」という。）は、これにより労働者が栄養改善、運動等に取り組むことにより、有所見の改善に資するものであることから、事業者の努力義務であることも踏まえ、事業者は適切に実施するよう努めること。

なお、健康教育等は、有所見者のみならず、毎年検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者についても重点的に行うこと。

おって、健康教育等の実施においては、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質検査・血圧・血糖検査・尿検査（糖）・心電図検査）の有所見率がおおむね増

加傾向にあることから、当該有所見の改善に係る健康教育等を重点的に行うこと。

- (イ) 健康教育等は、事業者が実施するだけでなく、これに基づき労働者自ら健康の保持増進に取り組まなければ予期した効果を期待できないことから、労働者は、法第69条第2項の規定に基づき、事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めること。

#### ウ 留意事項

事業者は、保健指導及び健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容を示すとともに、その後の労働者の取組状況を把握し、必要に応じて指導を行うこと。

また、(1)イの際、事業者は、保健指導及び健康教育等において示された労働者自身が取り組むべき事項を実施するよう労働者を指導すること。

## 2 計画的かつ効果的な実施のための取組事項

事業者は、前記1の各事項を計画的かつ効果的に実施するため、次の事項について取り組むよう努めてください。

### ア 計画的な取組

- (ア) 事業者は、前記1の各事項のうち事業者が取り組む事項（以下「事業者の取組事項」という。）への取組について計画を作成するなど、計画的に取り組むこと。

なお、計画の作成にあたっては、チェックリスト等を用いて現在の取組状況を把握すること。

- (イ) 事業者は、毎月、産業医が作業場等の巡視を行う日などにおいて、計画的に、健康教育等を行うとともに、前記1(2)の事項のうち労働者が取り組む事項の実施状況を確認すること。

- (ウ) 事業者は、全国労働衛生週間及びその準備期間において、有所見率改善の取組を効果的に推進するため、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発等を行うとともに、前記1の各事項の実施状況の点検を行うこと。

### イ 取組状況の評価

事業者は、労働者ごと及び事業場全体について、実施した保健指導及び健康教育等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、事業者の取組事項の実施状況及びその結果を評価し、その後充実強化すべき事項等をその後のア(ア)の計画に反映させること。その際、衛生委員会等を活用すること。

なお、定期健康診断の結果の評価においては、必要に応じて、検査値が改善傾向であるかについても評価すること。

### ウ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく施策との連携

保健指導及び健康教育等については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、医療保険者は、40歳以上の加入者に対し、生活習慣病に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施することが義務付けられており、平成20年1月17日付け基発第0117001号・保発第0117003号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）」を踏まえ、事業者は、これらの施策との連携にも留意すること。

## 定期健康診断における有所見率<sup>※</sup> の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、  
過労死や職業性疾病を予防しましょう

- 働く方々の健康について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における有所見率の過去10年の推移を見ると、平成11年の43%から年々増加し、平成20年には51%へと初めて5割を超えました。
- また、過重労働による脳・心臓疾患（「過労死」等事案）による労災支給決定件数も年300件台後半と高水準で推移しています。
- 過労死や職業性疾病を予防するためには、有所見となった状態の改善を図ることが重要です。事業者は以下の事項に取り組みましょう。

(※有所見率：健康診断の項目に異常の所見がある方の割合)

### 事業者の具体的な取組事項

#### (1) 定期健康診断実施後の措置

健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。

#### (2) 定期健康診断の結果の働く方への通知

定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。

#### (3) 定期健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。

#### (4) 健康教育・健康相談等

健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。

# 事業者のチェックリスト

有所見率	事業場				全国値			
	前々年値(%) (A)	前年値(%) (B)	最新値(%) (C)	増加率(%) (((C-A)/A)×100)	平成18年(%) (a)	平成19年(%) (b)	平成20年(%) (c)	増加率(%) (((c-a)/a)×100)
(1) 定期健康診断全体					49.1	49.9	51.3	4.5
(2) 脳・心臓疾患関係の主な検査項目								
ア 血中脂質検査					30.1	30.8	31.7	5.3
イ 血圧					12.5	12.7	13.8	10.4
ウ 血糖検査					8.4	8.4	9.5	13.1
エ 尿検査(糖)					2.9	2.8	2.7	-6.9
オ 心電図検査					9.1	9.2	9.3	2.2

番号	チェック項目	はい	いいえ
1	定期健康診断における有所見についての医師からの意見聴取を行っていますか。	はい	いいえ
2	1の医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業の転換等の事後措置を実施していますか。	はい	いいえ
3	定期健康診断の結果を労働者へ通知していますか。	はい	いいえ
4	定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。	はい	いいえ
5	保健指導は、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報の提供等の充実を図っていますか。	はい	いいえ
6	労働者は、定期健康診断の結果及び保健指導を利用した健康の保持のための取組を実施していますか。	はい	いいえ 把握していない
7	保健指導等において示された労働者自身が取り組むべき事項(食生活の改善等に取り組むこと)を着実に実施するよう指導していますか。	はい	いいえ
8	労働者に対して、健康教育、健康相談等を実施していますか。	はい	いいえ
9	労働者は、健康教育等を利用した健康の保持増進に努めていますか。	はい	いいえ 把握していない
10	健康教育等の対象は、有所見者のみならず、毎年、検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者も対象としていますか。	はい	いいえ
11	労働者に対する保健指導、健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容(栄養改善、運動等に取り組むこと)を示していますか。	はい	いいえ
12	6及び9の労働者の取組について、取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っていますか。	はい	いいえ
13	事業者が取り組むべき事項について計画を作成していますか。	はい	いいえ
14	毎月、産業医が職場巡視を行う日などにおいて、取組の実施状況の確認、健康相談等を行っていますか。	はい	いいえ
15	全国労働衛生週間及びその準備期間において、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発、自主点検表等を活用した取組状況の点検、健康相談、健康教育等を実施していますか。	はい	いいえ
16	個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っていますか。	はい	いいえ
17	事業場全体の取組事項の実施状況等を評価し、今後充実強化すべき事項等を今後の計画に反映させる予定ですか。	はい	いいえ

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。  
(2010.04)